

性といつても存在それ自体が最初からそれらを身にかけているものではなく、研究や活動上の厳しい錬磨を経て、はじめて社会的に認知されるにすぎない。このように性格上の格差をもつ団体が研究上で共同する形態はなお吟味を必要とするだろう。

しかし、民主的な教育労働運動の発展を希う気持ちは研究所の「設立趣意」であり、教職員組合の要請には具体的な研究を通して応えていくつもりである。

四、おわりに

以上、第七回総会を機会に、研究所が新しい段階を

資料

「子どもの権利条約」の批准促進と

子どもの人権擁護のために

「子どもの権利条約に関する条約」（略称、子どもの権利条約）が、一九八九年十一月二〇日、国連総会において全会一致で採択され、この八月始めに批准国が二〇カ国に達し、九月二日に発効しました。これは、締約国に対してこの条約にあわせて、国内法の整備を義務づける等の拘束力を持つ、条約として成立した画期的なものです。

それは、等研究所の創立の契機ともなった、一九七九年の

画するための研究体制の確立の問題を中心みてきたのであるが、地域教育懇談会を組織するにしても、研究所の研究成果をもちこむことによつて、はじめて地域から学ぶこともでき、会員を組織することもできるであろう。地域教育懇談会の組織問題も会員の拡大の問題もそれ自体が財政問題でもあるわけで、その中心に研究体制の確立を位置づけようというのが、この論考の結論である。市民的教育運動への当研究所のかかわり方も、極めて困難で重い課題であるが、研究を通じて貢献しようということである。

（やぎみつお Ⅱにいがた県民教育研究所所長）

な指針を与えています。意見表明権（二二条）の第一頁は、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対し自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子供の見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」としてしま

す。この表明権によれば、学校教育に限っても、校則を制定・改廃する際や、停学、退学、出席停止などの措置を決めるときに、子どもの意思が表明され、尊重されねばなりません。また、カリキュラムの編成、教科書の採択、教材の選択、図書館の本の選定などについても、子どもの意見を反映させる

国際児童年から国連人権委員会において起草が進められ、ジュネーブ宣言（一九二四年）、国連・子どもの権利宣言（一九五九年）や「国際人権規約」等を発展的に継承しています。

この条約は、子どもの人格の尊厳を、大人と同様に認めています。それを大前提に、選挙権、被選挙権を除く、思想・良心の自由、宗教の自由、結社・集会の自由をはじめ生活水準への権利などすべての権利を子どもに認めています。同時に、権利の享有・行使の完全な主体者に成長するように、子どもを発達可能態として、その固有の権利を保障しています。それは、「子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的生活および芸術に参加する権利を認める」（三二条）が端的に示しています。

ひるがえって、新潟の子ども達を見ると、この条約の精神から遠く隔てられている状況です。法律で禁止されている体罰が学校で横行し、今年だけでも数件がマスコミに取り上げられています。むろんこれは、氷山の一角に過ぎません。登校拒否は、昨年度、小、中学校では一〇一五人に上り全国平均と比べても、憂慮される事態です。高校の中途退学者は一五七三人（公立のみ）となり、その多くは自らの意思ではありません。また、表面には現れない、子どものいじめ、暴力、非行などは依然として深刻な状態です。

「子どもの権利条約」は、これらの問題の解決に、原理的

ことが求められるでしょう。それには当然、教師の権限の拡充が伴わなければなりません。

「子どもの権利条約」が批准されただけでは、子どもの権利は守られません。国内法を条約に合わせて整備する必要があります。子どもの権利の内容を豊かにするためには、国内の運動を発展させることが大事です。教員、保母、医師、弁護士、ソーシャルワーカー等専門職はむろん、労働組合をはじめすべての社会勢力が運動を盛り上げる必要があります。そしてその運動が、子どもだけではなく社会全体の人権の保障と拡大につながることも明らかです。

わたくしたちは、「この条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせること」（四一条）等を通して「子どもの権利条約」の批准を促進し、子どもの人権を擁護し、国および自治体等の子どもにかかわる行政的、司法的手続きの民主化等を目指して、全ての機関、団体、個人と共同して闘うものです。

右、決議します。

一九九〇年九月九日

にいがた県民教育研究所第七回総会